

○鯖江広域衛生施設組合現業職員の給与
の種類および基準に関する条例

（平成11年3月30日）
（条例第6号）

鯖江広域衛生施設組合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第16号）の全部を改正する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類および基準に関しては、別に定めるものを除くほか、鯖江市現業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年鯖江市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。